

社団法人 田川地区防災協会消防設備士部会規程

制定 昭和56年5月13日

(総 則)

第 1 条 この規程は、社団法人田川地区防災協会定款第26条第2項の規定に基づき、消防設備士部会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 消防設備士部会(以下「部会」という。)は、会員相互の連絡協調を図り、消防設備士制度の普及徹底に努めると共に、健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 消防設備士、消防設備点検資格者の講習に関する事
- (2) 消防設備等の工事及び整備並びに点検に関する情報の交換及び資料の蒐集に関する事
- (3) 消防設備等の調査研究に関する事
- (4) 関連団体との連絡協調に関する事
- (5) その他、部会の目的のために必要なこと

(会 員)

第 4 条 部会の会員は、社団法人田川地区防災協会(以下「協会」という。)の会員で、消防設備の関係者をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 部役員 若干人
- (3) 評議員 若干人

(役員を選任)

第 6 条 部会長及び部役員は、協会の理事(消防設備関係)の中から互選する。

2 評議員は、消防設備関係の総代の中から部会長が指名する。

(役員職務)

第 7 条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 部役員は、部会に出席し、会務を議決する。

3 評議員は、部会に出席し、会務を審議し執行する。

(会 議)

第 8 条 会議は、部会長が招集し、議長は部会長をもってこれにあたる。

2 部会は、必要に応じて分科会を設けることができる。

(顧 問)

第 9 条 部会に、田川地区消防本部消防長を顧問として置く。

2 顧問は、部会に出席して、意見を述べることができる。

(委 任)

第 10 条 部会の運営について、必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附 則

この規定は、昭和56年5月13日から施行する。